

野洲市国土強靱化地域計画

令和8年3月改定

野洲市

<目次>

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1	計画策定の趣旨	1
2	野洲市国土強靱化地域計画の位置付け	2
3	計画期間	2

第2章 野洲市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1	地域計画の対象とするリスク	3
2	基本目標	3
3	事前に備えるべき目標	3
4	計画の取組姿勢と進捗管理	3

第3章 本市の地域特性

1	野洲市の概要	5
---	--------	---

第4章 脆弱性評価

1	評価の方法等	9
2	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	9
3	脆弱性の評価結果	12

第5章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1	施策分野別の推進方針	25
---	------------	----

資料1	施策分野別事業一覧	33
-----	-----------	----

資料2	施策分野別重要業績指標(KPI)一覧	37
-----	--------------------	----

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画策定の趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」といいます。）を公布・施行するとともに、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、強靱な国づくりを進めてきたところで

す。

その後、中期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5年（2023年）6月に法改正が行われ、同年7月に新たな基本計画が閣議決定されました。

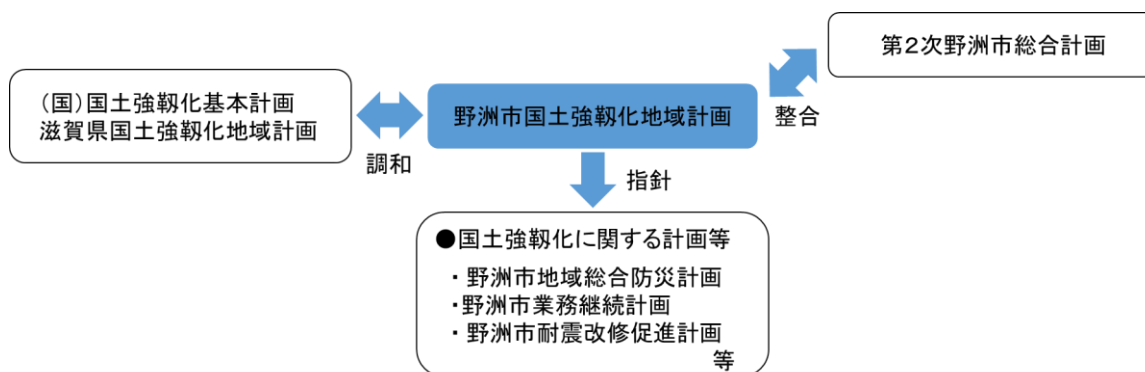
また、滋賀県では、平成28年12月に基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である「滋賀県国土強靱化地域計画」を策定し、滋賀県の強靱化を推進されてきましたが、過去の災害や近年の各地での豪雨災害、地震災害等の教訓を踏まえ、いつ起こるか分からない大規模な自然災害に対して、平時から被害を最小限に抑える取組が必要であることから、令和7年3月に同計画を改定されました。

本市では、これまでも防災（洪水・地震）ハザードマップの配布、地域防災計画の見直し、業務継続計画の策定など、防災対策を進めてきましたが、少子高齢化の進行と人口減少による地域防災力の低下や社会資本の更新時期の集中による今後の投資余力の低下など、地域を取り巻く課題がある中で、これまでの災害の経験を活かし、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災・減災に取り組んでいく必要があります。

そこで、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「野洲市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を令和元年12月に策定しました。当該計画に基づき、強靱な地域づくりを進めてきたところですが、令和7年度をもって計画期間が終了することから、今回の改定を行うものです。

2 野洲市国土強靱化地域計画の位置付け

地域計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画、滋賀県国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「第2次野洲市総合計画」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。



3 計画期間

地域計画が対象とする期間は、策定から第2次野洲市総合計画の後期基本計画の計画期間である令和12年度までとします。

第2章 野洲市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 地域計画の対象とするリスク

地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震及び風水害」といった大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

2 基本目標

地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

大規模地震及び風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ。
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

4 計画の取組姿勢と進捗管理

(1) 国土強靱化の取組姿勢

大規模災害に対し、国、県、関係自治体、市民、事業者、地域団体等との一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進します。

短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。

(2) 計画の進捗管理

地域計画を効果的・効率的に推進していくためには、各施策に対する課題や目標を共有し、各年度における施策の進捗状況について点検と評価を行いながら、PDCAサイクルを確立することが必要です。

具体的には、設定した重要業績評価指標（KPI）をもとに、実施した施策に対

する達成状況を検証し、必要に応じて柔軟に地域計画を改訂します。こうした点検と評価により、地域計画で掲げた目標の管理を着実に進めていきます。

第3章 本市の地域特性

1 野洲市の概要

(1) 位置及び面積

野洲市は、滋賀県の南西部に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市と接し、日本最大の湖である琵琶湖に面する面積80.15km²（琵琶湖を含む。）のまちです。

当地域には、近江富士と呼ばれる美しい三上山と里山、豊富な水を有し、まちに潤いを与えてくれる野洲川や日野川、これら地域の河川のすべてが注がれる母なる琵琶湖等、住民が地域への愛着を持ち続けるうえで、他地域には見られない貴重な自然があり、温暖な気候の中で、住民の誇りと心を和ませるすばらしい環境を形成しています。

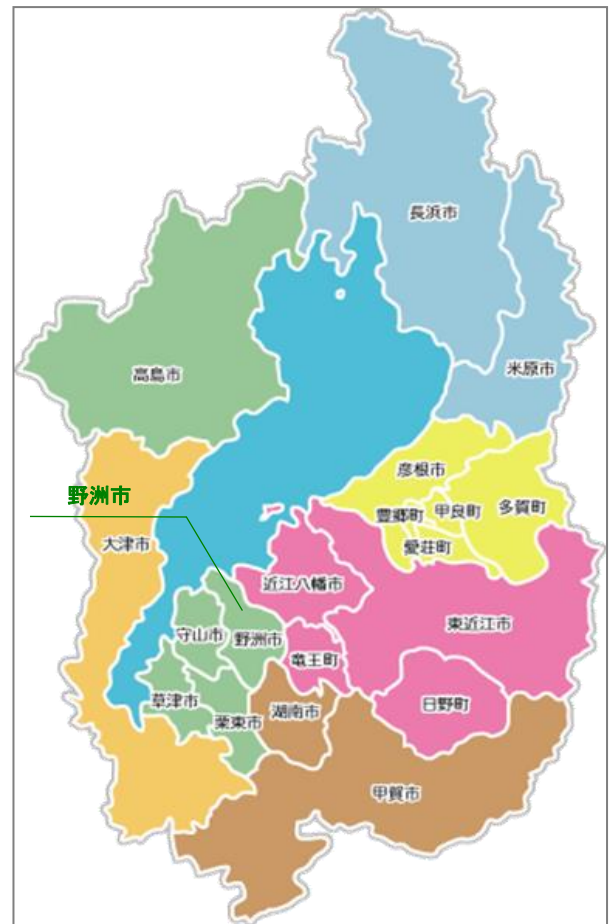
地域内には、こうした自然環境を活用した滋賀県希望が丘文化公園、県立近江富士花緑公園や、オートキャンプ場を中心とするレクリエーション施設のビワコマイアミランド等があり、地域外からも多くの人たちが豊かな自然にふれあうために訪れるまちです。

更に野洲川をはじめとした水源に恵まれ、肥沃な土地を活かして農業が盛んに行われてきており、この美しい田園風景も後世に引き継ぐ大きな財産であり近年の農業を取り巻く厳しい環境の中で近代化に向けた様々な取組みがなされています。

他にも、多数の銅鐸が出土し「銅鐸のまち」として知られ、他にも延喜式の名神大社である兵主神社や真宗木辺派の総本山である錦織寺をはじめ、古墳群や神社仏閣等豊富な歴史・文化遺産に恵まれたまちです。

こうした豊かな自然と歴史・文化に恵まれたまちであり、人々の暮らしの中には、コミュニティの密接なつながりと互いに助け合う精神が培われ、祭り等の伝統文化が受け継がれてきました。

近年は、利便性の高い交通網整備を背景として京阪神都心圏への近接性が高まり、先端技術分野を中心とした企業立地が進んでいます。



(2) 地形

① 湖東島状山地

琵琶湖の東岸から湖中にかけて、島状の山地が点在しています。野洲市内の三上山、鏡山は、これら湖東島状山地の一部をなすものです。

湖東島状山地は、基盤山地である信楽山地の縁辺部が断層によりブロック状に分離・沈降し、更に野洲川上流から供給された多量の土砂により山麓部を埋められ、半島状に突出したものです。

② 野洲川低地

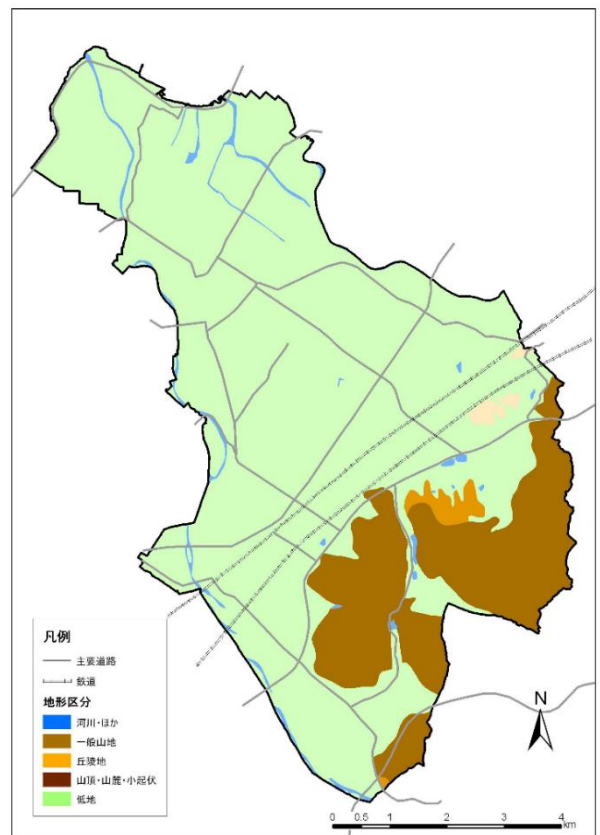
野洲川は、流域面積387km²、流路長65.25kmを有し、鈴鹿山脈に水源を発する滋賀県下最大の河川です。野洲川流域は、風化の進んだ花崗岩や古琵琶湖層群からなり、砂礫の生産が極めて激しく、下流部に日本最大の湖成三角州を形成しています。

③ 扇状地

湖岸平野の上部に三上山等の山地から土砂が供給され堆積した、やや勾配のある地域です。位置的には、東海道線本線（琵琶湖線）と山地との間に挟まれた山地山麓に沿った部分です。扇状地上には、旧中山道、東海道本線（琵琶湖線）、東海道新幹線、国道8号、市役所及び市街地が整備されており、野洲市において最も重要な地域です。なお、家棟川では、上流からの多量の土砂の生産により、天井川地形を形成しており、このような天井川は、一度氾濫すれば付近に甚大な被害を及ぼすおそれがありましたが、国道8号付近では、天井川が解消されました。

④ 湖岸平野

東海道本線（琵琶湖線）北側の野洲川により供給された砂、シルト、粘土が堆積してできた平坦な地域であり、現在大半が水田として利用されています。平地面は、勾配が極めて緩いため、排水が困難であり、大雨時には過去幾度かの浸水被害が発生しました。そのため集落は、湖岸平野上に島上に点在する自然堤防の微高地に集中し、集落の分布と自然堤防（微高地）の分布は、極めて良く一致します。



野洲市の地形区分

(3) 地質

① 古生層

野洲市山地の三上山、妙光寺山には、西隣する花崗岩により接触変成作用を受けた古生層（チャート：約225百万年前）が分布しています。三上山、妙光寺山のチャートは、後述する花崗岩と同じく堅固な基盤を形成しています。

② 花崗岩

三上山、妙光寺山等のチャートの西隣（鏡山等の山地）には、花崗岩体（約65百万年前）が分布しています。花崗岩は、元来風化作用を受けやすく、侵食作用を受けやすいとされています。野洲市内の花崗岩もその例外ではなく、花崗岩地帯を水源とする家棟川は、多量の土砂を下流に押し出し、天井川を形成しています。ただし、花崗岩の風化は、表層部分に留まり、特に傾斜の急な山地斜面では風化部分が侵食されやすいため、表層風化層は薄くなっています。

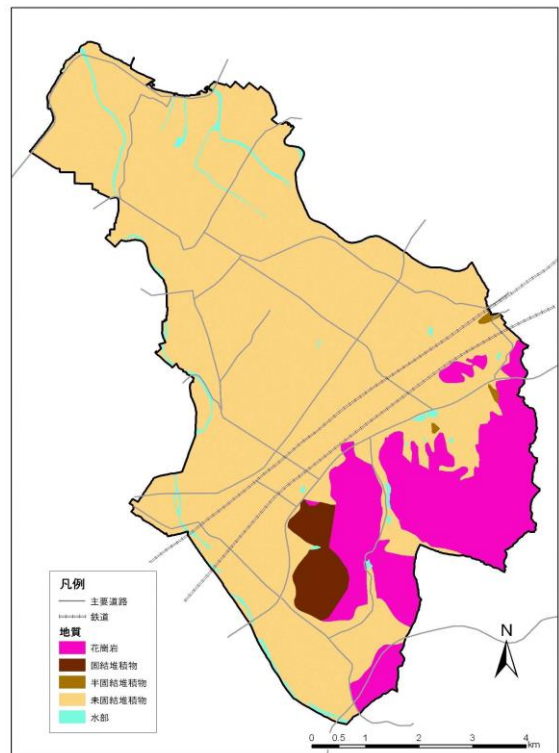
③ 扇状地・崖錐堆積物

山地山麓と東海道本線（琵琶湖線）に挟まれた地域は、風化した花崗岩、チャート等が崩壊や洪水により運搬され、緩く堆積した扇状地・崖錐堆積物に覆われています。扇状地・崖錐堆積物は、砂から泥を主とし、後述する沖積堆積物に比べ礫径がやや大きいため山地と低地の間に堆積します。堆積物の堆積期間は、過去1万年以内であるため未固結の軟弱な地盤を形成しています。

④ 沖積堆積物

東海道本線（琵琶湖線）以北及び南桜地区の地質は、野洲川、日野川、家棟川等により供給された礫・砂・シルト・泥が堆積した沖積堆積物に相当します。

沖積堆積物の堆積期間は、約1万年前～現在に至る期間であり、山地部の花崗岩、古生層に比較して極最近に形成されたものです。そのため沖積堆積物の固結度は低く、未固結層に相当し、軟弱な地盤を形成しています。



野洲市の地質区分

(4) 気象

滋賀県内では、北陸型、瀬戸内型、東海型の各気候区が重なり合いますが、本市の気候は、滋賀県南部に位置しており概ね瀬戸内型の気候に相当します。

本市の風は、概して、冬は西風が、夏は南南東風が多い傾向にあります。平均風速は比較的弱く、1.4m/s程度であり、過去最大風速で14m/s程度となっています（気象庁大津観測所1991～2020年）。

降水量は、梅雨と台風の影響で夏に多くなりますが、年間の降水量は1529.7mm（気象庁大津観測所1991～2020年）、県北部と比べるとかなり少なくなっています。積雪は、滋賀県北部では多く、年間の降雪日数は年間31日（気象庁彦根観測所1991～2020年）ですが、本市付近では年間10日程度に過ぎません。

第4章 脆弱性評価

1 評価の方法等

国土強靱化地域計画策定・改定ガイドラインに基づき次の方法により、脆弱性評価を行います。

- (1) 市民生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震及び風水害」を設定
- (2) 4つの基本目標を具体化した6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野及び横断的施策分野を総合的に評価

[個別施策分野]

- ①行政機能/消防・防災 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④エネルギー
 ⑤産業 ⑥交通・物流 ⑦農林水産 ⑧国土保全・土地利用
 ⑨環境 ⑩デジタル活用

[横断的施策分野]

- ①リスクコミュニケーション ②老朽化対策 ③官民連携 ④デジタル活用

2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

6つの事前に備えるべき目標を達成するため、本市の実情に応じて32の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	(1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	(2) 地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	(3) 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	(4) 琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生
	(5) 大規模な土砂災害大規模氾濫(深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など)等による多数の死傷者の発生
	(6) 暴風等に伴う多数の死傷者の発生
	(7) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	(1)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	(2)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	(3)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	(4)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	(5)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	(6)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	(7)	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	(1)	警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	(2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
	(2)	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	(3)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	(4)	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
	(5)	渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	(6)	農地・森林や生態系等の被害に伴う、土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	(1)	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	(2)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
	(3)	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	(4)	上下水道施設の長期間にわたる機能停止

	(5) 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
	(2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
	(3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	(4) 事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	(5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	(6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3 脆弱性の評価結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性の評価結果は、次のとおりとします。

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- 耐震性防火水槽の整備を進める必要があります。
- 消防車両や設備の更新を継続して進める必要があります。
- 新規消防団員の確保を図る必要があります。
- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進める必要があります。
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があります。
- 旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断や耐震改修への取組を支援する必要があります。
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要があります。
- 特定空家等については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う必要があります。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する必要があります。
- 地震や火災等の災害を想定した避難訓練・研修を定期的実施する必要があります。
- 避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する必要があります。
- 県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加を継続する必要があります。
- 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する必要があります。
- 市立野洲地域医療センターを整備する必要があります。
- 迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避するための検討を進める必要があります。
- 公安委員会が行う老朽又は不要となった一灯式信号の撤去に伴う安全対策を整備する必要があります。

(1-2) 地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する必要があります。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う必要があ

ります。

- 耐震性防火水槽の整備を進める必要があります。(1-1)より再掲
- 消防車両や設備の更新を継続して進める必要があります。(1-1)より再掲
- 新規消防団員の確保を図る必要があります。(1-1)より再掲
- 地震や火災等の災害を想定した避難訓練・研修を定期的実施する必要があります。(1-1)より再掲
- 市立野洲地域医療センターを整備する必要があります。(1-1)より再掲
- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進める必要があります。(1-1)より再掲
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があります。(1-1)より再掲
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する必要があります。(1-1)より再掲
- 避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する必要があります。(1-1)より再掲
- 県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加を継続する必要があります。(1-1)より再掲
- 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する必要があります。(1-1)より再掲

(1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める必要があります。
- 防災(洪水・内水・地震)ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施する必要があります。
- 職員に対し、避難場所の確認や避難方法の周知などを行う必要があります。
- 雨水渠や河川水路の整備を計画的に実施する必要があります。
- 野洲駅南口周辺の浸水被害に係る軽減対策として、妓王井川排水区の雨水対策備事業を実施する必要があります。
- 国や県とともに、妓王井川、中ノ池川、新川、光善寺川、日野川の河川整備を促進する必要があります。
- 地籍調査事業を計画的に実施する必要があります。
- 野洲川MIZBEステーションを整備する必要があります。

(1-4) 琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者数の発生

- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行う必要があります。
- 消防車両や設備の更新を継続して進める必要があります。(1-1)より再掲
- 新規消防団員の確保を図る必要があります。(1-1)より再掲
- 救助用ボートなどの救助用資機材の整備を進める必要があります。(1-3)より

再掲

(1-5) 大規模な土砂災害大規模氾濫（深層崩壊、土砂、洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害危険箇所のお知らせを行う必要があります。
- 警戒避難体制整備を進める必要があります。
- 水防法に基づく浸水想定区域図のお知らせを行う必要があります。
- 消防車両や設備の更新を継続して進める必要があります。（1-1）再掲
- 新規消防団員の確保を図る必要があります。（1-1）より再掲

(1-6) 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要があります。
- 平時から、气象台や交通・道路管理者等の関係機関と連携を図り、市民に対し早い段階から情報を発信し不要不急の外出を抑制させる必要があります。

(1-7) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う必要があります。
- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る必要があります。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要があります。
（1-6再掲）

事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

(2-1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

- 災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき具体的な方策を講ずる必要があります。
- 自衛隊・警察・消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う必要があります。
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結していますが、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する必要があります。

(2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る必要があります。
- 傷病者を治療に繋ぐために、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMATの調整を図る必要があります。
- 災害時に医療救護所を開設できるよう調整を図る必要があります。
- 道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要があります。
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する必要があります。
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要があります。
- 国や県とともに、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進する必要があります。
- 国や県とともに国道8号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進する必要があります。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を更新する必要があります。
- 災害時におけるボランティア活動支援のため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する必要があります。
- 市立野洲地域医療センターを整備する必要があります。(1-1)より再掲
- 迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避するための検討を進める必要があります。(1-1)より再掲
- 公安委員会が行う老朽又は不要となった一灯式信号の撤去に伴う安全対策を整備する必要があります。(1-1)より再掲

(2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- 日常備蓄(ローリングストック方式※)により、3日分の食料(水・米・缶詰、高齢者・乳幼児・アレルギーの方用等)等を備蓄するよう普及啓発する必要があります。
- 備蓄倉庫整備と備蓄品の補充・更新を進める必要があります。
- 県内外問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図る必要があります。
- 応援物資等を集積するストックヤードの確保を行う必要があります。
- 野洲川MIZBEステーションを整備する必要があります。(1-3)より再掲

※非常食を定期的に飲食し、使用した分を補充する備蓄方法

(2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 災害時の速やかな支援のため連携を強化し、食料の安定供給等、応援体制の充実を

検討する必要があります。

- 非常電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する必要があります。
- 水道事業の健全化を図りつつ更に耐震化を図る必要があります。
- 水道施設については、継続的に基幹管路や配水池の耐震化を実施する必要があります。
- 応急給水の対応に関し、広く連携強化を図る必要があります。
- 災害時の円滑なし尿汲み取り等を行うため、市内業者との協定締結を推進する必要があります。
- 災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理者情報の整備を推進する必要があります。
- 公共上下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進める必要があります。
- 平時における公共上下水道施設の点検を充実するとともに、公共下水道業務継続計画（BCP）策定により管理体制の強化を図る必要があります。
- 無電柱化を推進する必要があります。
- 野洲川MIZBEステーションを整備する必要があります。（１－３）より再掲
- 道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要があります。（２－２）より再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する必要があります。（２－２）より再掲
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに、国道８号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに国道８号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 日常備蓄（ローリングストック方式※）により、３日分の食料（水・米・缶詰、高齢者・乳幼児・アレルギーの方用等）等を備蓄するよう普及啓発する必要があります。（２－３）より再掲
- 備蓄倉庫整備と備蓄品の補充・更新を進める必要があります。（２－３）より再掲
- 県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図る必要があります。（２－３）より再掲
- 応援物資等を集積するストックヤードの確保を行う必要があります。（２－３）より再掲

（２－５）想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

- 一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行う必要があります。
- 一時滞在施設に受け入れる帰宅困難者に対する飲料水や食料等の備蓄を行う必要があります。
- 災害応援協定を締結した団体等との連絡や情報提供を定期的に行い、連携体制の強

化を図る必要があります。

- 迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避するための検討を進める必要があります。（１－１）より再掲
- 公安委員会が行う老朽又は不要となった一灯式信号の撤去に伴う安全対策を整備する必要があります。（１－１）より再掲
- 野洲川MIZBEステーションを整備する必要があります。（１－３）より再掲
- 道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要があります。（２－２）より再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに、国道８号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに国道８号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 無電柱化を推進する必要があります。（２－４）より再掲

（２－６）多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 非常通信用に衛星回線を確保する必要があります。
- 地域で避難所運営ができるよう訓練、事前啓発を行う必要があります。
- 野洲川MIZBEステーションを整備する必要があります。（１－３）より再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに、国道８号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに国道８号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要があります。（２－２）より再掲
- 備蓄倉庫整備と備蓄品の補充・更新を進める必要があります。（２－３）より再掲
- 日常備蓄（ローリングストック方式）により、３日分の食料（水・米・缶詰、高齢者・乳幼児・アレルギーの方用等）等を備蓄するよう普及啓発する必要があります。（２－３）より再掲
- 無電柱化を推進する必要があります。（２－４）より再掲
- 非常電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する必要があります。（２－４）より再掲

（２－７）大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 平時から予防接種を促進する必要があります。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要があります。

○上下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る必要があります。

事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1) 警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

- 迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避するための検討を進める必要があります。(1-1)より再掲
- 新規消防団員の確保を図る必要があります。(1-1)より再掲
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する必要があります。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う必要があります。(1-2)より再掲
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき具体的な方策を講ずる必要があります。(2-1)より再掲
- 自衛隊・警察・消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う必要があります。(2-1)より再掲

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 日ごろから罹災した場合に、市税や保険料の減免・徴収猶予制度があることの周知を図ります。また、庁内において被災者支援システムを活用し、被災者情報を共有の上、被災者に不利益にならないようにする必要があります。
- 業務継続計画にて、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる必要があります。
- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化する必要があります。また、計画的な機器更改等により行政情報基盤の安定した運用を維持する必要があります。
- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進める必要があります。(1-1)より再掲
- 公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があります。(1-1)より再掲
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備する必要があります。(1-1)より再掲
- 県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加を継続する必要があります。(1-1)より再掲
- 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する必要があります。(1-1)より再掲
- 職員に対し、避難場所の確認や避難方法の周知などを行う必要があります。(1-3)より再掲
- 県内外の市町との間で相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しています

が、実効性の高い災害時応援協定とするため、継続した備蓄資機材等の情報の共有を推進する必要があります。（２－１）より再掲

事前に備えるべき目標４ 経済活動を機能不全に陥らせない

（４－１） サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下

- 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施する必要があります。
- 金融機関と協力し、事業継続計画策定支援及び普及活動を実施する必要があります。
- 経済団体と連携し、事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者のBCP策定および運用の実効性向上に資する取組を推進する必要があります。
- 道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要があります。（２－２）より再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する必要があります。（２－２）より再掲
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに、国道８号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに国道８号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進する必要があります。（２－２）より再掲

（４－２） 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発する必要があります。
- 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する必要があります。
- 火災予防・消防活動体制を充実する必要があります。
- 吹付けアスベストの飛散防止により市民及び就労者の健康被害を抑制し、生活環境、労働環境の保全を推進する必要があります。（住宅・建築物安全ストック形成事業）

（４－３） 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

- 道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要があります。（２－２）より再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する必要があります。（２－２）より再掲

- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに、国道８号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに国道８号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 無電柱化を推進する必要があります。（２－４）より再掲

（４－４）食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

- 道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要があります。（２－２）より再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する必要があります。（２－２）より再掲
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに、国道８号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに国道８号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図る必要があります。（２－３）より再掲
- 日常備蓄（ローリングストック方式）により、３日分の食料（水・米・缶詰、高齢者・乳幼児・アレルギーの方用等）等を備蓄するよう普及啓発する必要があります。（２－３）より再掲
- 災害時の速やかな支援のため連携を強化し、食料の安定供給等、応援体制の充実を検討する必要があります。（２－４）再掲

（４－５）渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図る必要があります。
- 浄水場やポンプ場等の施設について、更新・耐震化対策を進めるとともに、浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。

（４－６）農地・森林や生態系等の被害に伴う、土地の荒廃・多面的機能の低下

- 森林整備の必要性について、引き続き周知を図る必要があります。
- 多面的機能支払交付金事業の未取組組織について、説明会等を通して事業の推進を図る必要があります。

- 重要水防ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図る必要があります。
- 生産振興や基盤整備などの取組により、耕作放棄地の解消を図る必要があります。
- 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図る必要があります。（４－５）再掲

事前に備えるべき目標５ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

（５－１）テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要があります。（１－６）再掲
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う必要があります。（１－７）再掲
- 無電柱化を推進する必要があります。（２－４）より再掲

（５－２）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適量化を進める必要があります。

（５－３）都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- 石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備に向けた検討を進める必要があります。
- 道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要があります。（２－２）より再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する必要があります。（２－２）より再掲
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに、国道８号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進する必要があります。（２－２）より再掲
- 国や県とともに国道８号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等

の事業化に向けた調査を促進する必要があります。(2-2)より再掲
○無電柱化を推進する必要があります。(2-4)より再掲

(5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、公共下水道施設の点検や調査を充実するとともに、施設の修繕や更新を図る必要があります。
- 水道事業の健全化を図りつつ更に耐震化を図る必要があります。(2-4)より掲載
- 水道施設については、継続的に基幹管路や配水池の耐震化を実施する必要があります。(2-4)より掲載
- 応急給水の対応に関し、広く連携強化を図る要があります。(2-4)より掲載
- 上下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進める必要があります。(2-4)より掲載
- 平時における公共上下水道施設の点検を充実するとともに、公共下水道業務継続計画(BCP)策定により管理体制の強化を図る必要があります。(2-4)より掲載

(5-5) 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 大規模災害時における連携協定については、県と滋賀県バス協会、市と近江鉄道において、それぞれ締結しており、協定に基づく更なる公共交通ネットワークの強靱化を図る必要があります。
- 道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要があります。(2-2)より再掲
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する必要があります。(2-2)より再掲
- 道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要があります。(2-2)より再掲
- 国や県とともに、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進する必要があります。(2-2)より再掲
- 国や県とともに国道8号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進する必要があります。(2-2)より再掲

事前に備えるべき目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

(6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

- 地域の活動組織が実施する農地や末端水利施設の保全管理、農村活性化の取組を通じ、地域の防災・減災に資する農村集落機能の維持・活性化を推進する必要があります。
- 日ごろから罹災した場合に、市税や保険料の減免・徴収猶予制度があることの周知を図ります。また、庁内において被災者支援システムを活用し、被災者情報を共有の上、被災者に不利益にならないようにする必要があります。(3-2)より再掲

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る必要があります。(1-7)再掲
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する必要があります。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。

(6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 一般廃棄物処理業許可業者等との協定締結を推進する必要があります。(一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済。)

(6-4) 事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 地籍調査事業を計画的に実施する必要があります。(1-3)再掲

(6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、国宝・重要文化財等において、緊急性の高い建造物に対する防災設備の整備・改修等を進める必要があります

(6-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

○風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要があります。

第5章 脆弱性評価結果を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 施策分野別の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価の結果を踏まえ、各施策の目的別にとらえた「個別施策分野」及び、市が抱える政策課題別に施策を横断的にとらえた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりとなります。

なお、計画の実効性を確保するため、一定の具体性を持たせることが重要と考えられる施策分野別事業は、「資料1 施策分野別事業一覧」に示すとおりです。

(1) 個別施策分野

① 行政機能/警察・消防等

(公共施設等の防災機能の確保)

- 避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について、調査及び対策を進めます。
- 公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行います。
- 野洲川MIZBEステーションを整備します。
- 高齢者や障害者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備のほか、スプリンクラー設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策のための施設改修等を支援します。
- 防災拠点となる市庁舎、学校、子育て支援施設、文化社会教育施設、スポーツ施設、医療施設、保健・福祉施設等公共施設の耐震化等必要な対策を推進します。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適量化を進めます。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 業務継続計画にて、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな制約がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講じます。
- 災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備します。
- 県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の参加を継続します。
- 職員に対し、避難場所の確認や避難方法の周知などを行います。
- 火災予防・消防活動体制を充実します。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 県内外問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図ります。

(帰宅困難者対策の推進)

- 一時滞在施設（公共施設・民間施設）の確保を行います。
- 一時滞在施設に受け入れる帰宅困難者に対する飲料水や食料等の備蓄を行います。

(非常用物資の備蓄促進)

- 備蓄倉庫整備と備蓄品の補充・更新を進めます。
- 応援物資等を集積するストックヤードの確保を行います。
- 非常電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保します。
- 食料等について災害発生後3日分を備蓄することを引き続き啓発します。

(被災者支援の充実)

- 日ごろから罹災した場合に、市税や保険料の減免・徴収猶予制度があることを周知します。また、庁内において被災者支援システムを活用し、被災者情報を共有の上、被災者に不利益にならないようにします。
- 災害時受援計画に基づき、災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう具体的な方策を講じます。
- 災害時の速やかな支援のため連携を強化し、食料の安定供給等、応援体制の充実を検討します。

〈警察・消防〉

(地域防災力向上のための普及・啓発)

- 地震や火災等の災害を想定した避難訓練・研修を定期的 to 実施します。
- 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施します。
- 琵琶湖浸水想定区域図の周知を行います。
- 土砂災害危険箇所の周知を行います。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図ります。
- 日常備蓄（ローリングストック方式）により、3日分の食料（水・米・缶詰、高齢者・乳幼児・アレルギーの方用等）等を備蓄するよう普及啓発します。
- 地域で避難所運営ができるよう訓練、事前啓発を行います。
- 避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会（自主防災組織）での取組を支援します。

(消防人材の育成)

- 新規消防団員の確保を図ります。
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催します。なお、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行います。

② 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震対策)

- 耐震化防火水槽の整備を進めます。
- 旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断等の取組み支援を推進します。
- 地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止を推進します。
- 通行障害建築物の所有者等に対して耐震化を働きかける啓発等を推進します。
- 住宅・建築物の耐震化の一層の促進を図るため、メディアやリーフレット、出前講座等を活用して耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図ります。

(空き家対策)

- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進します。(空き家再生等推進事業)
- 特定空家等については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行います。

(緑地・オープンスペースの確保)

- 避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進します。

(上下水道施設の防災対策の推進)

- 水道事業の健全化を図りつつ更に耐震化を図ります。
- 水道施設については、継続的に基幹管路や配水池の耐震化を実施します。
- 応急給水の対応に関し、広く連携強化を図ります。
- 公共上下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進めます。
- 平時における公共上下水道施設の点検を充実するとともに、公共下水道業務継続計画(BCP)策定により管理体制の強化を図ります。
- 上下水道施設の耐震化・機能維持体制を図ります。

(文化財の保護)

- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、国宝・重要文化財等において、緊急性の高い建造物に対する防災設備の整備・改修等を進めます。

③ 保健医療・福祉

(災害医療体制の充実)

- 市立野洲病院の老朽化対策及び耐震化に係る整備を図ります。
- 市立野洲地域医療センターの整備を図ります。
- 医療救護本部が医療機関調整などの役割を発揮できるよう、関係機関との情報伝達手段を整備します。
- 県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図ります。
- 傷病者を治療に繋ぐために、県災害医療地方本部との連携により各医療機関やDMATの調整を図ります。
- 災害時に医療救護所を開設できるよう調整を図ります。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。

○災害時におけるボランティア活動支援のため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築します。

(感染症の発生・蔓延防止)

○消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を更新します。

○県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。

○平時から予防接種を促進します。

④ エネルギー

(適切なエネルギー供給のための体制整備)

○石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備に向けた検討を進めます。

○市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを置く施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適量化を進めます。

⑤ 産業

(中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援)

○経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施します。

○金融機関と協力し、事業継続計画策定支援及び普及活動を実施します。

⑥ 交通・物流

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

○国や県とともに、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進します。(2-2)より再掲

○国や県とともに国道8号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進します。(2-2)より再掲

○大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策を行います。

○迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避するための検討を進めます。

○道路整備計画に基づき、計画的に道路整備を進めます。

○橋梁点検と大型カルバート、横断歩道橋の法定点検を継続します。

○道路の重要構造物である橋梁及び大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保します。

○道路の円滑な通行を確保するため、計画的な整備や修繕を進めます。

- 路面性状調査を実施し、舗装修繕計画に基づき道路の舗装を実施します。
- 道路付属施設を点検し、道路付属物修繕計画に基づき付属物の補修を実施します。

- 市道区画線復旧工事については計画的に、区画線の補修を実施します。
- 登下校における道路の安全を確保するため、野洲市通学路交通安全プログラムに基づき道路等の整備を実施します。
- 県の一級河川妓王井川暗渠化工事に合わせて、市道小篠原稻辻線歩道整備工事を実施します。

○狭あい道路の拡幅を進めます。

○大規模災害時における連携協定については、県と滋賀県バス協会、市と近江鉄道において、それぞれ締結しており、協定に基づく更なる公共交通ネットワークの強靱化を図ります。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

○代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図ります。

(道路斜面对策の推進)

○道路斜面の災害発生を防ぐための土砂災害対策を着実に進めます。

(無電柱化対策の推進)

○無電柱化を推進します。

(道路啓開体制の整備)

○道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。

⑦ 農林水産

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

○老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図ります。

○生産振興や基盤整備などの取組により、耕作放棄地の解消を図ります。

○農村地域における防火用水の確保や、台風・豪雨時の速やかな排水による出水被害の軽減など、農業水利施設の多面的機能が滞りなく発揮されるよう、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。

(ため池の防災対策の推進)

○ため池、ダム等について、県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進します。

○防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図ります。

○防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価）の集中的かつ計画的な推進を図ります。

⑧ 国土保全・土地利用

(流域治水の推進)

- 自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水政策を実行するため、「ながす」基幹的対策に加え、「ためる」対策、「とどめる」対策、「そなえる」対策を推進します。

(河川の整備)

- 準用河川や水路の整備を計画的に実施します。
- 国や県とともに、妓王井川、中ノ池川、新川、光善寺川、日野川の河川整備を促進します。

(浸水対策の推進)

- 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップについて、引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施します。
- 雨水渠や貯留施設の整備を計画的に実施します。
- 水防法に基づく浸水想定区域図の周知を行います。

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害危険箇所の周知を行います。

(地籍調査の推進)

- 地籍調査事業を計画的に実施します。

⑨ 環境

(有害物質等対策の推進)

- 吹付けアスベストの飛散防止により市民及び就労者の健康被害を抑制し、生活環境、労働環境の保全を推進します。（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発します。
- 油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業者へ啓発します。

(浄化槽の管理体制の整備)

- 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画等に基づき、公共下水道計画区域外等における浄化槽設置を進めます。
- 災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理者情報の整備を推進します。

(災害廃棄物処理体制の強化・充実)

- 一般廃棄物処理業許可業者等との協定締結を推進します。（一般廃棄物収集運搬委

託業者とは協定締結済。)

⑩ デジタル活用

(住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信)

- 風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持します。
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行います。
- これまでの防災行政無線に加え、防災アプリ、メール配信サービス、SNS（市公式LINE）など、住民等への情報伝達手段の多様化を図り、災害情報等の周知を促進します。
- 非常通信用に衛星回線を確保します。

(2) 横断的施策分野

① リスクコミュニケーション

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- 地震や火災等の災害を想定した避難訓練・研修を定期的を実施します。
- 職員に対し、避難場所の確認や避難方法の周知などを行います。
- 防災行政無線の更新、防災行政無線との連携システムの整備及び情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図ります。
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催します。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行います。

(防災ボランティアの活動支援)

- 避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会（自主防災組織）での取組を支援します。

② 老朽化対策

(公共施設等マネジメント)

- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行います。
- 市立野洲病院の老朽化対策及び耐震化に係る整備を図ります。
- 上下水道施設の耐震化・機能維持体制を図ります。
- 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図ります。
- 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修・整備を図ります。
- 野洲市営住宅長寿命化計画を適宜見直しするとともに、市営住宅の大規模改修を推進します。（公営住宅等ストック総合改善事業）また、老朽化した団地の建替え事業等を検討します。（公営住宅整備事業）
- 公園施設等の長寿命化計画に基づき、計画的に更新を図ります。

③ 官民連携

(災害時応援協定を締結する団体等との連携強化)

- 公共交通ネットワークにおける大規模災害時の連携協定については、県と滋賀県バス協会、市と近江鉄道において、それぞれ締結しており、協定に基づく更なる公共交通ネットワークの強靱化を図ります。
- 県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を図ります。
- 金融機関と協力し、事業継続計画策定支援及び普及活動を実施します。
- 地域における防災体制を強化するため、消防団及び東消防署と連携して自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催します。なお、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行います。
- 県や地域住民と連携し、近年の災害状況を勘案した適切な維持管理を推進します。
- 国や県とともに、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備を促進します。
- 国や県とともに国道8号近江八幡・野洲間や【仮称】野洲竜王湖南広域幹線道路等の事業化に向けた調査を促進します。
- 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援及び普及活動を実施します。
- 避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会（自主防災組織）での取組を支援します。
- 防災重点ため池において、地域住民と連携してため池ハザードマップを作成し、迅速かつ安全に避難できるよう周知を図ります。

資料1 施策分野別事業一覧

【行政機能/消防・防災】

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間 (年度)	計画期間（令和8 年度～令和12年 度）事業費 (単位：百万円)	担当部署
野洲市洪水・内水 ハザードマップ作 成業務	野洲市	国土交通省	令和2年～令和8年	4	道路河川課
中主中学校整備事 業	野洲市	文部科学省	令和8年～令和15年	2,300	学務課
中学校体育館空調 整備事業	野洲市	文部科学省	令和7年～令和8年	164	学務課
小学校体育館空調 整備事業	野洲市	文部科学省	令和8年～令和10年	600	学務課
小中学校体育館照 明 LED 化等整備事 業	野洲市	文部科学省	令和4年～令和9年	164	学務課
北野小学校整備事 業	野洲市	文部科学省	令和4年～10年	3,500	学務課

【住宅・都市】

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間 (年度)	計画期間（令和8 年度～令和12年 度）事業費 (単位：百万円)	担当部署
木造住宅耐震補強 案作成業務委託	野洲市	国土交通省	毎年	1	建築住宅課
木造住宅耐震診断 員派遣事業	野洲市	国土交通省	毎年	1	建築住宅課
木造住宅耐震改修 事業	野洲市	国土交通省	毎年	1	建築住宅課
ブロック塀等耐震 対策事業	野洲市	国土交通省	毎年	2	建築住宅課
空き家再生等推進 事業	野洲市	国土交通省	毎年	5	建築住宅課
耐震改修促進計画 委託事業	野洲市	国土交通省	随時	5	建築住宅課

空家等対策計画委託事業	野洲市	国土交通省	随時	5	建築住宅課
市営住宅永原第1団地改修事業	野洲市	国土交通省	令和6年～令和8年	192	建築住宅課
市営住宅吉地団地改修事業	野洲市	国土交通省	令和8年～令和9年	63	建築住宅課
市営住宅永原第2団地建替事業	野洲市	国土交通省	令和9年～令和12年	726	建築住宅課
市営住宅LED化改修事業	野洲市	国土交通省	令和8年～令和10年	140	建築住宅課
水道事業管路耐震化・更新計画	野洲市	国土交通省	令和7年～令和16年	6,086	上下水道課
野洲市上下水道耐震化計画（上下水道）	野洲市	国土交通省	令和7年～令和12年	520	上下水道課
下水道ストックマネジメント事業	野洲市	国土交通省	令和8年～令和12年	1,150	上下水道課
公園施設等長寿命化対策事業	野洲市	国土交通省	令和6年～令和9年	180	都市政策課

【保健医療・福祉】

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間 (年度)	計画期間（令和8年度～令和12年度）事業費 (単位：百万円)	担当部署
高齢者施設等整備事業（交付金）	野洲市	厚生労働省	毎年	—	介護保険課
障害者施設等整備事業（補助金）	野洲市	厚生労働省	毎年	—	障がい福祉課

【交通・物流】

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間 (年度)	計画期間（令和8年度～令和12年度）事業費 (単位：百万円)	担当部署
道路メンテナンス事業（橋梁修繕（点検含む））	野洲市	国土交通省	令和2年～令和12年	200	道路河川課

道路メンテナンス事業(橋梁修繕(点検含む))	野洲市	国土交通省	令和8年～令和12年	10	都市政策課
市道舗装修繕事業	野洲市	国土交通省	令和2年～令和12年	600	道路河川課
道路附属物更新事業(大型標識・道路照明)	野洲市	国土交通省	令和2年～令和12年	18	道路河川課
市道区画線復旧事業	野洲市	国土交通省	令和2年～令和12年	50	道路河川課
通学路交通安全対策事業	野洲市	国土交通省	令和2年～令和12年	50	道路河川課
市道小篠原稻辻線歩道整備事業(妓王井川関連)	野洲市	国土交通省	令和3年～令和10年	70	道路河川課
市道市三宅妙光寺線バイパス道路整備事業	野洲市	国土交通省	令和7年～令和12年	500	道路河川課
野洲高専通学路整備事業	野洲市	国土交通省	令和7年～令和9年	300	道路河川課
市道野洲中央線、野洲駅下水門線道路改良事業	野洲市	国土交通省	令和7年～令和12年	250	道路河川課
市道市三宅小南線歩道整備事業	野洲市	国土交通省	令和7年～令和12年	100	道路河川課
市道小篠原上屋線道路改良事業	野洲市	国土交通省	令和7年～令和12年	200	道路河川課
(仮称)砂川線道路改良工事	野洲市	国土交通省	令和7年～令和12年	150	道路河川課
野洲市舗装修繕計画業務委託	野洲市	国土交通省	令和8年～令和12年	10	道路河川課
新踏切拡幅整備事業	野洲市	国土交通省	令和7年～令和12年	300	道路河川課
市道五条吉川湖岸線道路整備事業	野洲市	国土交通省	令和9年～令和12年	115	道路河川課
(仮称)祇王モ一ル整備事業 市道五三条・南ノ田線新設事業を含む	野洲市	内閣府 国土交通省	令和8年	120	地域医療政策課

【農林水産】

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間 (年度)	計画期間（令和8年度～令和12年度）事業費 (単位：百万円)	担当部署
大区画化等加速化支援事業	農業法人等	農林水産省	令和8年～令和10年	15	農林水産課
経営体育成基盤整備事業	滋賀県	農林水産省	—	—	農林水産課
農村地域防災減災事業	野洲市	農林水産省	令和3年～令和12年	490	農林水産課

【国土保全・土地利用】

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間 (年度)	計画期間（令和8年度～令和12年度）事業費 (単位：百万円)	担当部署
公共下水道（雨水）事業（雨水貯留施設等整備）	野洲市	国土交通省	令和7年～令和22年	520	道路河川課
野洲市緊急浚渫推進事業	野洲市	国土交通省 総務省	令和7年～令和11年	100	道路河川課
野洲市緊急自然災害防止対策事業	野洲市	国土交通省 総務省	令和8年～令和12年	50	道路河川課

【環境】

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間 (年度)	計画期間（令和8年度～令和12年度）事業費 (単位：百万円)	担当部署
民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業	野洲市	国土交通省	毎年	1	建築住宅課
浄化槽設置整備事業	野洲市	環境省	毎年	1	環境課

資料2 施策分野別重要業績指標（KPI）一覧

（1）個別施策分野

【①行政機能/警察・消防等】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
防火水槽の設置数	391 基 (R6)	400 基	自治防災課
消防団員の現員数	156 人 (R6)	178 人	自治防災課
非常用食料の備蓄数	11,300食 (R6)	19,200 食	自治防災課

【②住宅・都市】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
住宅の耐震化率（建替えを含む）	89.2% (R5)	95.0%	建築住宅課
特定空家等の件数	0 件 (R7)	0 件	建築住宅課
配水池の耐震化率	87% (R6)	87%	上下水道課
基幹管路の耐震化率	38%（耐震適合率） (R6)	39%	上下水道課
避難所等の重要施設に接続する水道施設の耐震化（上水道事業）	24%（耐震適合率） (R6)	28%	上下水道課
公共下水道施設の耐震化率（主な重要幹線）	31%(R6)	31%	上下水道課

【④エネルギー】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
自家発電装置	市庁舎 72 時間対応	市庁舎 72 時間対応	総務課

【⑥交通・物流】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
橋梁及び大型カルバート、横断歩道橋の法定点検	3巡目40% (R7)	4巡目20%	道路河川課
野洲市通学路交通安全プログラムにおけるハード対策の整備率	73% (R7)	75%	学務課

【⑦農林水産】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
防災重点農業用ため池に係る防災工事等（防災工事、劣化状況評価、地震、豪雨体制評価）	事業実施中 (R7)	終了予定	農林水産課

【⑧国土保全・土地利用】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
地籍調査実施面積	14.91 km ² (R6)	14.91 km ²	土木管理課

【⑨環境】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
廃棄物処理における協定締結数	2業者、1組合 (R3)	2業者 1組合 1協会	環境課

【⑩デジタル活用】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
防災アプリ登録者数	2,650人 (R6)	5,000人	自治防災課

(2) 横断的施策分野

【②老朽化対策】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
住宅の耐震化率 (建替えを含む)	89.2% (R5)	95.0%	建築住宅課

【③官民連携】

重要業績指標	現状値 (年度)	目標値 (R12)	担当部署
災害時応援協定数	49 協定 (R6)	55 協定	自治防災課